

計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に関するQ&A

平成24年11月8日

	分類	質問内容	回答
1	共通	指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。	指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。
2	計画相談支援 障害児相談支援	指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。	当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。 なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。
3	地域移行支援 地域定着支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援は、指定基準において「指定障害福祉サービス事業者等」に委託できることとされているが、「等」は指定障害福祉サービス事業者以外にどのような者が想定されるのか。	指定基準においては、「指定障害福祉サービス事業者等」とは、法第29条第2項に規定する「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園」であり、これらの者以外に委託することはできない。 なお、体験宿泊及び一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サービス事業者等への委託によらず、指定一般相談支援事業者が当該指定一般相談支援事業所以外の場所(アパート等)を確保して自ら実施することも可能であることに留意。
4	地域移行支援	地域移行支援の体験宿泊の実施場所は。	体験宿泊は、指定障害福祉サービス事業者への委託によるグループホーム、ケアホームの空室での実施や、指定一般相談支援事業者が民間アパート等を確保して実施することを想定している。
5	地域移行支援	地域移行支援計画は相談支援専門員ではない地域移行支援に従事する者が作成してもよいか。	作成できる。 なお、相談支援専門員以外の者が作成する場合にあっては、当該事業所の相談支援専門員が、必要に応じて技術的指導・助言を行うこと。
6	地域移行支援	「地域移行支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	サービス等利用計画は、障害福祉サービスや地域相談支援の利用や地域における各種の支援サービス等を記載した総合的な支援の計画である。 地域移行支援計画は、サービス等利用計画の総合的な方針を踏まえて、地域移行支援の具体的な支援内容等を記載した個別の支援計画である。
7	地域移行支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を行う場合には、障害程度区分の認定は必要か。	不要である。ただし、地域移行支援及び地域定着支援のみを利用する場合であっても、障害程度区分認定調査項目の調査は必要となる。
8	地域定着支援	地域定着支援について、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合」とは、家族等の入院、自然災害等、外部要因により本人が緊急事態になっている状況については地域定着支援の対象外となるのか。	地域定着支援は、家族等の入院や自然災害等の外部要因により、障害を有することから緊急的な支援が必要となる場合も含まれる。

	分類	質問内容	回答
9	地域定着支援	地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。	指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならないこととしている(体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く。)。よって、地域定着支援の常時の連絡体制は、当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要である。
10	計画相談支援 障害児相談支援	指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合(セルフプラン)の作成主体は、誰を想定しているのか。	「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。 なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することはない。
11	計画相談支援 障害児相談支援	「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。	お見込みのとおり。
12	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画の様式は、	厚生労働省が示している様式例を標準とする。
13	計画相談支援 障害児相談支援	対象者の拡大方法について。	平成24年10月以降、新規申請者及び障害程度区分認定更新対象者等から順次拡大を行い、平成27年3月までに原則として全ての者を対象とする。なお、サービス等利用計画作成対象者(新規申請者除く)には、障害福祉サービス等の更新に係る案内送付時に、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を併せて送付し、計画作成を依頼する。
14	計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援及び障害児相談支援に伴う、費用負担(本人負担)は発生するのか。	計画相談支援及び障害児相談支援についての利用者負担は発生しない。
15	地域移行支援 地域定着支援	地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)についてはどうか。	利用者負担は発生しない。
16	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の作成に当たっては、サービス等利用計画作成依頼書によることが必須か。	指定特定・障害児相談支援事業者が計画案を作成するに当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としているため、依頼書については必須となる。
17	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみ利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。
18	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	お見込みのとおり。

	分類	質問内容	回答
19	計画相談支援 障害児相談支援	介護者の緊急事態等に備えて、短期入所のみ支給決定を受けている者等、実際にはサービスを利用していない者に対するサービス等利用計画及びモニタリングについて。	サービスを利用していない状態にある場合であっても、モニタリングの実施によってサービス等利用計画の見直し・変更や、新たな支給決定又は支給決定の変更等の必要性が検討されることとなり、必要な場合においては支給決定の申請の勧奨等の見直しが行われる。
20	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する者が、併せて地域生活支援サービスを利用している場合、サービス等利用計画に記載する必要があるか。 また、地域生活支援サービスのみ利用している者については計画を作成するのか。	サービス等利用計画は、サービス利用者に対する総合的な計画となることから、公的なサービスに加え、インフォーマルな支援についても併せて記載する必要がある。このため、地域生活支援サービスについても、サービスの利用調整や計画に記載することは必要である。 なお、地域生活支援サービスのみ利用している者については、サービス等利用計画の作成対象者ではないため、計画を作成したとしても報酬算定の対象とはならない。
21	計画相談支援 障害児相談支援	指定相談支援事業所が見つからない場合等、計画作成・サービス事業者との連絡調整・モニタリングはどうするのか。	市内で指定相談支援事業者が見つからない場合、近隣市町村の相談支援事業者に計画作成を依頼することができる。この場合、サービス事業者との連絡調整やモニタリングについても計画作成の依頼を受けた事業者が一体的に行うこととなる。 なお、計画作成については基本相談支援とは異なり、申請者の住所地による地区割りはないため、指定を受けた相談支援事業所であれば申請者の住所に関わらず、計画作成を行うことができる。
22	計画相談支援	遠隔地に所在する施設入所者のサービス等利用計画作成については、誰が作成することになるのか。	サービス等利用計画案とサービス等利用計画は一体のものであり、同一の指定特定相談支援事業所が作成することとなるため、それぞれ別の者が作成することは考えられない。また、モニタリングについても、基本的にはサービス等利用計画作成を行った指定特定相談支援事業所が行うものである(ただし、相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合、別の相談支援専門員がモニタリングを行うことを基本)。このため、当該施設に相談支援専門員が配置されている場合は当該相談支援専門員に、配置されていない場合は当該施設所在市町村及び近隣市町村の指定特定相談支援事業所に依頼することが妥当である。
23	計画相談支援	対象となる障害者が介護保険のサービスを利用している場合、介護保険制度において居宅介護計画(ケアプラン)の作成がなされていても、サービス等利用計画を別途作成する必要があるか。	障害福祉サービス固有のもの認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援の利用を希望する場合に、サービス等利用計画作成対象となる。ただし、介護保険制度における支給限度額の関係から、障害福祉サービスにおいて居宅介護を併せて利用する場合については、既に介護保険制度においてケアプランの作成がなされていることから、サービス等利用計画の作成は不要。
24	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに依頼書により行うこととされているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということによいか。	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに依頼書により行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。 なお、計画案提出時に、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書及び計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を併せて提出する。
25	計画相談支援	支給決定更新に伴う障害程度区分の認定通知が有効期間の直前となってしまう、サービス等利用計画案の作成が間に合わない場合や、指定相談支援事業所が少ない中で、多くの利用者のサービス等利用計画案を作成することとなるため、時間的に計画案の作成が支給決定の有効期間内に作成できない場合も想定されるが、この場合において支給決定は一旦途切れてしまうのか。	現に利用しているサービスの利用が途切れてしまうことは適当ではないため、当面の間、サービス等利用計画案の提出は支給決定期間経過後であっても可とする。ただし、できる限り速やかに提出するものとする。

	分類	質問内容	回答
26	計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。	<p>例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1～H27.4.30で、モニタリング期間を6月ごととする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5～H27.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10～H27.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10 H25.4 H25.10 H26.4 H26.10 H27.4 <p>例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1～H25.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5～H25.4 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H24.5～H24.7) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5 H24.6 H24.7 <p>H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10～H25.4) 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10 H25.4 <p>なお、計画相談支援給付費等の支給期間については、障害福祉サービス等の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までが基本となる。</p>
27	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。	<p>モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告すること求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
28	計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの結果、サービスの種類や支給量の変更が必要な場合においては、サービス等利用計画を作成し直すこととなるが、変更後のサービス等利用計画案のみを申請時に提出すればよいか。	<p>モニタリングを実施した結果、サービスの種類や支給量の変更が必要な場合には、計画の見直しとともに関係者との連絡調整を行い、当該申請の勧奨を行うこととなる。サービス等利用計画を変更する場合で、</p> <p>サービスの種類や量が変わる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更申請時にモニタリング報告書(様式3-1)を市へ提出 ・変更後のサービス等利用計画案(様式1-1、1-2)を作成、提出 ・支給決定後、変更後のサービス等利用計画(様式2-1、2-2)を市へ提出 <p> } 同時提出可</p> <p>曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング報告書(様式3-1)と、併せて変更後の継続サービス等利用計画(様式3-2)を提出 <p>なお、サービスの種類や量、曜日や時間帯、事業者等に特に変更がない場合については、モニタリング報告書(様式3-1)のみの提出となる。支給決定の更新申請時には、サービス等利用計画案(様式1-1、1-2)を併せて提出する。</p>

	分類	質問内容	回答
29	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
30	計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勤奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。	算定できる。
31	計画相談支援 障害児相談支援	支給決定有効期間の終期月においては、モニタリングと共に支給決定の更新のためのサービス等利用計画作成を行うこととなるが、この場合算定できる報酬はサービス利用支援及び継続サービス利用支援両方か。	この場合における報酬算定は、サービス利用支援のみとなる。
32	地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。	指定一般相談支援事業者に算定される。 なお、指定一般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する場合は受託した障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。
33	地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的な滞在による支援の加算額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係は。	基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。
34	地域定着支援	地域定着支援については、グループホーム・ケアホーム及び宿泊型自立訓練は対象外となるが、福祉ホームの入居者は対象となりうるのか。	福祉ホームの入居者は、指定一般相談支援事業者による緊急時の支援体制が必要な場合には対象となる。
35	計画相談支援 障害児相談支援	支給決定を受け、サービス等利用計画を作成したが、本人の都合(入院や自己都合等)でサービス利用につながらなかった場合の報酬は算定できるか。	計画案を作成し、その案に基づき支給決定が行われ、決定に基づき計画を作成するまでが一括して報酬の対象となっているため、サービス利用支援に係る報酬は算定できる。サービスを利用していないことに対しては、モニタリングの際に計画の変更等の調整を行うこととなる。
36	共通	サービス等利用計画と個別支援計画との関連性について。	サービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する。一方、個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成することとなり、相談支援専門員は、サービス提供事業者等と計画の内容についてサービス等調整会議等を通じ、調整を図る必要がある。
37	計画相談支援	介護保険対象者で、ケアプランとサービス等利用計画作成を担当するものが同一の場合の報酬は定められているが、違う者が作成する場合はどうか。	同一でない者が作成する場合は減額はなく、通常の報酬となる。